

平成二十三年二月二十二日提出
質問第九三三号

海上保安庁巡視船の損害賠償請求に対する中国政府の対応に関する質問主意書

提出者 馳 浩

海上保安庁巡視船の損害賠償請求に対する中国政府の対応に関する質問主意書

海上保安庁巡視船に対する中国漁船の衝突事案に係る修理費用が計千四百二十九万円と公表され、この修理費用を海上保安庁第十一管区海上保安本部から、中国漁船の船長に対し損害賠償請求を行ったことが明らかになった。

これを受け、中国外務省の馬朝旭報道局長は「尖閣諸島は中国固有の領土であり、日本は事件での行為を深く反省するべきで、賠償要求を提起する権利はない」と拒否する姿勢を鮮明にした。

右を踏まえて、次の事項について質問する。

- 一 今回、損害賠償請求を行ったのは誰の判断・指示によるものか示されたい。
- 二 中国漁船船長宛に納入告知書を郵送したとされているが、どのようにして船長の所在を特定できたのか。また、この船長に修理費用の支払い能力はあると考えられるのか、政府の認識を問う。
- 三 海上保安庁によると、賠償請求に対して支払いがなければ督促や法的な手続きも検討する、との考えを明らかにしているが、具体的にどのような手段でこのような手続きを行うことを検討しているのか示されたい。

四 中国政府から賠償拒否が示されたが、今後政府としてはどのように対応し、請求を行っていく考えか、見解を伺う。

五 中国側の責任を認めさせ、日本の正当性を国内外に示すためにも、賠償請求の他、中国政府に対する謝罪要請を行う必要もあると考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。